

令和6年度 下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務委託 企画競争実施要領

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

岡山市長 大森 雅夫

1. 目的

本要領は、令和6年度下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 委託名

令和6年度下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書(案)」参照のこと

(3) 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

ただし、維持管理業務は令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

(4) 概算予算額

総額 14,800千円以内(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

うち、賑わい創出業務・運営業務・報告書作成に係る予算額 13,000千円以内
維持管理業務に係る予算額 1,800千円以内 とする。

(5) 支払条件

完了後払い

ただし、契約締結前に最適提案者から支払条件変更の申出があった際は、申出内容によって支払条件の変更に応じる場合がある。

(6) 契約保証

契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)

本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、
③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3. 参加資格

本企画競争に参加できる者は、次の条件をすべて満たす者（単独事業者）又は、すべて満たす者で構成された共同事業体とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者でないこと。また、指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で、当該指名停止期間が満了していない者でないこと。
- (4) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年岡山市条例第3号）第11条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の手続き開始申し立て中又は手続き中でないこと。
- (6) 岡山市税、岡山県税、国税を滞納していない者であること。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての条件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が、上記（1）から（6）の条件を満たしていること。
 - イ 本企画競争の参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - ウ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本企画競争に参加していないこと。
 - エ 構成員が代表構成員に岡山市との契約・折衝する行為等を委任していること。

4. 日程及び期限（予定）

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～ 令和6年4月19日（金）
仕様書等に関する質問受付	令和6年3月29日（金）午後5時まで
仕様書等に関する質問回答	令和6年4月3日（水）午後5時までに掲載予定
企画提案書等の提出	令和6年4月19日（金）午後5時（必着）
審査会（プレゼンテーション）	令和6年4月26日（金）
審査結果の通知	令和6年5月上旬
委託契約の締結	令和6年5月中旬

5. 仕様書等の交付方法

本市ホームページ（事業者情報）>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和5年度からダウンロードすること。

6. 仕様書等に関する質問受付及び回答

（1）受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載し、電子メールで岡山市庭園都市推進課へ提出すること。なお、質問書の受付期間は令和6年3月29日（金）午後5時までとする。

●電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp

【留意事項】

- ① 評点基準表の内容等、審査に直接関係する質問は受け付けない。
- ② 電子メールの標題は「令和6年度下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。
- ③ 質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

（2）回答方法

受付した質問に対する回答は、令和6年4月3日（水）午後5時までに本要領「5. 仕様書等の交付方法」に示す本市ホームページにて公表予定。

【留意事項】

- ① 質問を行った事業者名は公表しない。
- ② 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。
- ③ 意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問には回答しない。

7. 企画提案書等の提出

本企画競争へ参加を希望する者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出方法・期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着）に岡山市庭園都市推進課へ持参するか、書留等の記録が確実に残る方法により郵送すること。

また、郵送の場合は封筒に「令和6年度下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務委託企画提案書類等在中」と朱書きすること。

（2）提出書類

- ア 様式2「企画競争参加表明書」 1部
- イ 様式3「共同事業体結成届兼委任状」 1部 （共同事業体の場合のみ）
- ウ 様式4「暴力団排除に関する誓約書」 1部
- エ 別紙1「有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるた

- めの書類」に掲げる書類 各1部（有資格者名簿に登載が無い場合のみ）
オ 様式5「企画提案書」 8部（正本1部、副本7部）
カ 様式6「見積内訳明細書」 8部（正本1部、副本7部）

【注意事項】

- ① 共同事業体で企画提案を行う場合、（2）ア、イは共同事業体で1部、（2）ウ、エは代表構成員・構成員がそれぞれ1部ずつ、（2）オ、カは共同事業体で8部作成し、代表構成員がまとめて提出すること。
- ② （2）オ、カの正本には提案者名を記載して押印し、副本には提案者名（共同事業体の場合は、すべての構成員）が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ③ 企画提案書は様式5の内容が記載されていれば任意様式も可とする。ただし、規格はA4判（図面等はA3判折込可）、原則カラー両面印刷長辺綴りとする。
- ④ 見積内訳明細書は様式6の内容が記載されていれば任意様式も可とする。ただし、賑わい創出業務、運営業務、維持管理業務、報告書作成業務のそれぞれにかかる見積額が分かるように記載し、消費税額も明記すること。
- ⑤ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。

8. 特定方法と結果の通知

（1）審査体制

提案のあった企画提案書等については、「下石井公園の管理運営及び利活用に向けた実証実験業務委託企画競争審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（2）最適提案者の特定方法

審査委員は、提出書類及びプレゼンテーションの内容や、提案者との質疑応答により別紙2「評点基準表」に定める項目について100点満点で評価を行う。評価の合計得点が最も高く、平均点が60点以上の提案を行った事業者を最適提案者として特定し、評価の合計点数が2番目に高く、平均点が60点以上の提案を行った事業者を次順位の提案者（次点）として特定する。

（3）プレゼンテーション・質疑応答について

公平な審査実施のため、プレゼンテーションには提出された企画提案書・見積内訳明細書の副本（事業者名が特定できる名称、ロゴマーク等を使用していないもの）を使用し、追加の資料を使用した説明は認めない。発表時間は1提案事業者あたり20分以内とし、発表後には審査委員と10分程度の質疑応答を行う。（企画提案書に記載された内容と同一の内容に限り、プロジェクター等を使用した説明を可とする。）

なお、プレゼンテーションの詳細な日時、場所については後日通知する。

(4) 提案者の失格

最適提案者が特定されるまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、本企画競争への参加資格を失うものとする。

- ア 本要領「3. 参加資格」に示す参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ウ 見積額が概算予算額を超過している場合
- エ 提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- カ 審査委員会で、本業務の履行が困難又は本業務の履行にふさわしくないと認められた場合

(5) 結果の通知

全ての提案者に審査の結果を書面にて通知する。また、最適提案者として特定された事業者は本市ホームページで公表する。

9. 委託契約の締結

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な提案を行った者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

本市は、最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約保証金の納付を確認した後に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合や、期日までに契約保証金の納付が確認できない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に本要領「3. 参加資格」を満たさなくなった場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 最適提案者として特定しなかった提案者の企画提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は提案時にその旨を知らせること。また、提出された提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (4) 最適提案者として特定された提案者の企画提案書が、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としな

い。

- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本要領で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎 6階）

担当：丸本・小林

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:086-803-1393 ファクス:086-803-1740

電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp